平成２４年（フ）第２７１号
鹿児島県鹿児島市下荒田３丁目41番２号　昇栄ビル201号
債務者　宮本　竹史
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２７４号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯４丁目42番57―52号
債務者　安藤　聖道
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２７６号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目702番地35こまつばらハイツ303号
債務者　白濵　朝昭
1　決定年月日時　平成24年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２７９号
鹿児島県鹿児島市堀江町７番２号　山下ビル402号
債務者　中田　　満
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２８２号
鹿児島県鹿児島市城西２丁目９番２号
債務者　徳田　悦男
1　決定年月日時　平成24年８月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２８３号
鹿児島県鹿児島市城西２丁目９番２号
債務者　徳田　計美
1　決定年月日時　平成24年８月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２９９号
鹿児島県鹿児島市郡元３丁目11番７号　冨山アパート201号
債務者　永濵　克喜
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３１０号
沖縄県那覇市首里山川町３丁目７番地３　スカイコート那覇303
債務者　吉原　節子（旧姓宜保）
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３４２号
沖縄県島尻郡八重瀬町字志多伯319番地３
債務者　神谷　直和
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第７０６号
東京都西多摩郡檜原村1806番地
債務者　井上冨士雄
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月27日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３１号
岩手県久慈市天神堂第34地割35番地２
債務者　祝井澤口理恵
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２４年（フ）第１４７９号
神奈川県藤沢市大庭5121番地の５　とのやまハイツＥ202号室
債務者　福島加津雄
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６６１号
横浜市中区松影町１丁目４番地９　ライジングブレイス石川町311号室
債務者　久保田恵子（旧姓大浜）
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６８４号
神奈川県大和市鶴間２丁目11番25号
債務者　葉沢加奈子
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月３日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３４５号
神奈川県綾瀬市寺尾南３丁目３番23号　スカイハイツ102
債務者　塚越　美香
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６７５号
神奈川県藤沢市下土棚453番地
債務者　浅野　茂雄
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６７６号
神奈川県藤沢市下土棚453番地
債務者　浅野　孝子
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部